

山口県業務委託成績評定要領 新旧対照表

新（令和7年5月15日以降適用）	旧（令和元年7月1日以降適用）
<p style="text-align: center;">山口県業務委託成績評定要領</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この要領は、山口県が発注する建設工事に係る設計、測量、調査等業務委託（以下、「業務委託」という。）の成績評定（以下、「評定」という。）に必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって建設コンサルタント等並びに技術者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。</p> <p>（評定の対象）</p> <p>第2条 この要領において評定の対象となる業務委託は、次の各号に掲げる業務とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> （1）設計業務 （2）調査業務及び計画業務 （3）測量業務、地質・土質調査業務 （4）工事管理等業務、積算技術等業務 （5）用地調査等業務 （6）建築設計業務 <p>2 評定は、業務委託の目的により、次に掲げる業務に分類して行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> （1）設計業務（「概略設計・予備設計」、「詳細設計」） （2）調査業務・計画業務 （3）測量業務 （4）地質調査業務 （5）単純調査業務（山口県業務委託成績評定審査基準（土木工事関係業務）による。） （6）工事管理等業務 （7）積算技術等業務 （8）用地調査等業務 （9）建築設計業務 <p>3 評定は、委託料の額（税込）が100万円以上の業務委託について行うものとする。 ただし、小規模土木工事等の執行要領により契約した業務委託は除く。</p> <p>（評定の内容）</p> <p>第3条 評定は、業務委託の実施状況及び目的物の品質等について行うものとする。</p> <p>（評定者）</p> <p>第4条 評定を行う者（以下、「評定者」という。）は、検査職員及び監督職員とする。</p> <p>2 検査職員とは、山口県業務委託技術検査実施要領第3条の定めにより任命され、検査を行う職員とする。</p> <p>3 監督職員とは、山口県業務委託監督事務処理要領第4条の定めにより任命され、当該業務委託の監督を行う職員とする。</p>	<p style="text-align: center;">山口県業務委託成績評定要領</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この要領は、山口県が発注する建設工事に係る設計、測量、調査等業務委託（以下、「業務委託」という。）の成績評定（以下、「評定」という。）に必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって建設コンサルタント等並びに技術者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。</p> <p>（評定の対象）</p> <p>第2条 この要領において評定の対象となる業務委託は、次の各号に掲げる業務とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> （1）設計業務 （2）調査業務及び計画業務 （3）測量業務、地質・土質調査業務 （4）工事管理等業務、積算技術等業務 （5）用地調査等業務 （6）建築設計業務 <p>2 評定は、業務委託の目的により、次に掲げる業務に分類して行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> （1）設計業務（「概略設計・予備設計」、「詳細設計」） （2）調査業務・計画業務 （3）測量業務 （4）地質調査業務 （5）単純調査業務（山口県業務委託成績評定審査基準（土木工事関係業務）による。） （6）工事管理等業務 （7）積算技術等業務 （8）用地調査等業務 （9）建築設計業務 <p>3 評定は、委託料の額（税込）が100万円以上の業務委託について行うものとする。</p> <p>（評定の内容）</p> <p>第3条 評定は、業務委託の実施状況及び目的物の品質等について行うものとする。</p> <p>（評定者）</p> <p>第4条 評定を行う者（以下、「評定者」という。）は、検査職員及び監督職員とする。</p> <p>2 検査職員とは、山口県業務委託技術検査実施要領第3条の定めにより任命され、検査を行う職員とする。</p> <p>3 監督職員とは、山口県業務委託監督事務処理要領第4条の定めにより任命され、当該業務委託の監督を行う職員とする。</p>